

## 公益社団法人日本訪問販売協会 役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本訪問販売協会定款第32条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等)

第2条 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当とする。ただし、賞与は非常勤役員及び常勤顧問については除く。

### (報酬等の支給)

第3条 会長(会員外に限る。以下同じ)及び常勤役員及び常勤顧問に対し、職務執行の対価として、総会で承認された総額の範囲内で、理事及び顧問については理事会の決議に基づく報酬等の額を、また、監事については監事の協議に基づく報酬等の額を、それぞれ支給することができる。

- 2 会長の報酬は、年額100万円を限度とし、理事会において月額報酬を定めて支給する。
- 3 常勤役員の報酬、賞与は、年額1,500万円を限度とし、理事会において月額報酬及び賞与を定めて支給する。
- 4 常勤顧問の報酬は、年額300万円を限度とし、理事会において月額報酬を定めて支給する。
- 5 常勤役員の退職手当は、第8条に規定する退職手当の支給基準による。

### (月額報酬の支給日)

第4条 役員及び顧問の月額報酬は毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日のときは、その前日をもって支給する。

### (日割計算)

第5条 新たに役員、顧問となった者の就任した月の月額報酬は、日割計算によるものとする。

- 2 役員、顧問が退職または死亡したときは、その月までの月額報酬を支給する。

### (賞与)

第6条 賞与は、毎年6月及び12月に支給する。

### (通勤手当の取り扱い)

第7条 役員及び顧問には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(退職手当の支給基準)

第8条 退職手当は、役員が退職した場合は本人に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。ただし、役員が定款第31条の規定により解任された場合には退職手当は支給しない。

2 役員が任期満了により退職した場合において、その者が引続き役員となった時は、前項の規定にかかわらず、退職手当を支給せず、最終の退職時に退職手当を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

(退職手当の額)

第9条 退職手当の額は、役員が退職し、または死亡した日におけるその者の月額報酬にその者の在職月数に100分の12の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その者の職務実績及び本協会の経営状況に応じ100分の3の範囲内において増減することができる。

(端数の処理)

第10条 この規程による退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(規定の改廃)

第11条 この規程の改廃は総会の議決を経て行う。

附則

この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この変更規定は、総会の承認日（平成29年6月16日）より実施する。